

貯金商品概要説明書

当座貯金

(2023年4月1日現在)

商品名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人及び法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手・手形により随時払戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭で備え置くサービス手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
相互援助制度	・当連合会は、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置及び 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申し出ください。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。</p> <p>※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせください。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none">・ 口座開設にあたり所定の審査が必要となります。・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。但し、当連合会に対する解約の通知は書面によるものとします。・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当連合会はその支払義務を負いません。・ 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。
------------------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会